


1

- 「所得税の確定申告」をされる場合は、確定申告の内容で計算しますので、この申告書は提出不要です。
- 計算表にある金額や乗率等は、市民税・県民税用の金額です。所得税のものとは異なる場合があります。

1 収入金額等

(申告書表右側上段)

項目	内容	添付書類
ア 営業等	収支内訳書(一般用)の収入額計を記入します。 内訳は申告書裏面の「7」へ記入。	収支内訳書(一般用)
イ 農業	収支内訳書(農業所得用)の収入額計を記入します。分離肉用牛：肉用牛売却の収入額。	収支内訳書(農業所得用)
ウ 不動産	収支内訳書(不動産所得用)の収入額計を記入します。内訳は申告書裏面の「7」へ記入。	収支内訳書(不動産所得用)
エ 利子	公社債及び預貯金の利子、貸付信託及び公社債	支払証明書等
オ 配当	収入金額を記入します。内訳は申告書裏面の「8」へ記入。	支払証明書等
カキ 給与(専従)	事業所から源泉徴収票の送付があったもの(給与・賞与分、各団体からの報酬、アルバイトの賃金等)のほか、人的役務の対価としての報酬、日給等の支払を受けた金額を記入します。複数ある場合は、すべて合計した金額を記入します。  ◆各農業集団・特産加工組合等の任意組合からの分配金は、農業経営世帯の場合、その世帯の受取分は農業(事業)の収入となります。 ◆シルバー人材センターからの分配金は、給与ではなく雑所得になります。 ◆区分には、所得金額調整控除適用区分を記入します。区分の内訳は以下のとおりです。 ①区分1:1項適用可(租税特別措置法第41条の3の3①) ②区分2:2項適用可(租税特別措置法第41条の3の3②) ③区分3:1項及び2項適用可	給与所得の源泉徴収票
ク 公的年金等	公的年金等の源泉徴収票に記載された「支払金額」を記入します。公的年金が複数ある人は、「支払金額」の合計額を記入します。	公的年金の源泉徴収票
ケ 雑収入	副業に係る収入のうち、営利を目的とした継続的な収入金額を記入します。内訳を申告書裏面の「9」へ記入。注)シルバー人材センター等からの分配金や内職賃金、外交員、検針人等報酬など。	収支内訳書(一般用)
コ その他	生命保険・損害保険契約に基づく、定期年金等の支払われた金額など。内訳を申告書裏面の「9」へ記入。	支払証明書等
サシ 総合譲渡	収入金額を記入します。機械・ゴルフ会員権・船舶・貴金属等分離課税以外の譲渡益。平成29年1月1日以降に取得し令和4年中売却が短期。平成28年12月31日以前に取得し令和4年中売却が長期となります。内訳を申告書裏面の「10」へ記入。	
ス 一時	生命保険・損害保険契約等の満期受取金額。その他、一時的な受取のあった懸賞の賞金品、競馬・競輪の払戻金などの収入金額を記入します。内訳を申告書裏面の「10」へ記入。	支払証明書等

2 所得金額

(申告書表右側中段)

項目	内容																												
① 営業等	「ア」の収入金額から、事業の経費を引いた額を記入します。 ※内職賃金の場合、「家内労働者の必要経費の特例」による必要経費を計上することができます。																												
② 農業	「イ」の収入金額から、事業の経費を引いた額 分離肉用牛：肉用牛売却の収入金額から事業経費を引いた額																												
③ 不動産	「ウ」の収入金額から、事業の経費を引いた額																												
④ 利子	「エ」の収入金額 = 所得金額																												
⑤ 配当	「オ」の収入金額 - 元本を取得するために要した負債の利子																												
⑥ 給与	「カ」「キ」の給与収入額の合計を次の表にあてはめて算出します。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>給与収入合計</th> <th>給与所得金額計算表</th> <th>給与収入合計</th> <th>給与所得金額計算表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0円 ~ 550,999円</td> <td>0円</td> <td>1,628,000円 ~ 1,799,999円</td> <td>A×4×0.6+100,000円</td> </tr> <tr> <td>551,000円 ~ 1,618,999円</td> <td>収入金額-550,000円</td> <td>1,800,000円 ~ 3,599,999円</td> <td>A×4×0.7-80,000円</td> </tr> <tr> <td>1,619,000円 ~ 1,619,999円</td> <td>1,069,000円</td> <td>3,600,000円 ~ 6,599,999円</td> <td>A×4×0.8-440,000円</td> </tr> <tr> <td>1,620,000円 ~ 1,621,999円</td> <td>1,070,000円</td> <td>6,600,000円 ~ 8,499,999円</td> <td>収入金額×0.9-1,100,000円</td> </tr> <tr> <td>1,622,000円 ~ 1,623,999円</td> <td>1,072,000円</td> <td>8,500,000円 ~</td> <td>収入金額-1,950,000円</td> </tr> <tr> <td>1,624,000円 ~ 1,627,999円</td> <td>1,074,000円</td> <td></td> <td>【A(※)=収入金額÷4(千円未満切り捨て)】</td> </tr> </tbody> </table>	給与収入合計	給与所得金額計算表	給与収入合計	給与所得金額計算表	0円 ~ 550,999円	0円	1,628,000円 ~ 1,799,999円	A×4×0.6+100,000円	551,000円 ~ 1,618,999円	収入金額-550,000円	1,800,000円 ~ 3,599,999円	A×4×0.7-80,000円	1,619,000円 ~ 1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円 ~ 6,599,999円	A×4×0.8-440,000円	1,620,000円 ~ 1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円 ~ 8,499,999円	収入金額×0.9-1,100,000円	1,622,000円 ~ 1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円 ~	収入金額-1,950,000円	1,624,000円 ~ 1,627,999円	1,074,000円		【A(※)=収入金額÷4(千円未満切り捨て)】
給与収入合計	給与所得金額計算表	給与収入合計	給与所得金額計算表																										
0円 ~ 550,999円	0円	1,628,000円 ~ 1,799,999円	A×4×0.6+100,000円																										
551,000円 ~ 1,618,999円	収入金額-550,000円	1,800,000円 ~ 3,599,999円	A×4×0.7-80,000円																										
1,619,000円 ~ 1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円 ~ 6,599,999円	A×4×0.8-440,000円																										
1,620,000円 ~ 1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円 ~ 8,499,999円	収入金額×0.9-1,100,000円																										
1,622,000円 ~ 1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円 ~	収入金額-1,950,000円																										
1,624,000円 ~ 1,627,999円	1,074,000円		【A(※)=収入金額÷4(千円未満切り捨て)】																										
⑦ 雑	①公的年金の所得金額 「ク」の公的年金等の収入金額を次の表にあてはめて算出します。 (※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合) ◆昭和33年1月2日以後に生まれた方(65歳未満の方)◆ ◆昭和33年1月1日以前に生まれた方(65歳以上の方)◆ <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>公的年金等の収入合計金額</th> <th>雑所得金額計算表</th> <th>公的年金等の収入合計金額</th> <th>雑所得金額計算表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0円 ~ 600,000円</td> <td>0円</td> <td>0円 ~ 1,100,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>600,001円 ~ 1,299,999円</td> <td>収入金額-600,000円</td> <td>1,100,001円 ~ 3,299,999円</td> <td>収入金額-1,100,000円</td> </tr> <tr> <td>1,300,000円 ~ 4,099,999円</td> <td>収入金額×0.75-275,000円</td> <td>3,300,000円 ~ 4,099,999円</td> <td>収入金額×0.75-275,000円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000円 ~ 7,699,999円</td> <td>収入金額×0.85-685,000円</td> <td>4,100,000円 ~ 7,699,999円</td> <td>収入金額×0.85-685,000円</td> </tr> <tr> <td>7,700,000円 ~</td> <td>収入金額×0.95-1,455,000円</td> <td>7,700,000円 ~</td> <td>収入金額×0.95-1,455,000円</td> </tr> </tbody> </table> ②業務・その他雑収入の所得金額 「ケ」または「コ」の収入金額 - 必要経費 ①と②の所得金額の合計が「雑所得」となります。 (注)シルバー人材センターの分配金は、内職賃金と同様に「家内労働者の必要経費の特例」による必要経費を計上できます。	公的年金等の収入合計金額	雑所得金額計算表	公的年金等の収入合計金額	雑所得金額計算表	0円 ~ 600,000円	0円	0円 ~ 1,100,000円	0円	600,001円 ~ 1,299,999円	収入金額-600,000円	1,100,001円 ~ 3,299,999円	収入金額-1,100,000円	1,300,000円 ~ 4,099,999円	収入金額×0.75-275,000円	3,300,000円 ~ 4,099,999円	収入金額×0.75-275,000円	4,100,000円 ~ 7,699,999円	収入金額×0.85-685,000円	4,100,000円 ~ 7,699,999円	収入金額×0.85-685,000円	7,700,000円 ~	収入金額×0.95-1,455,000円	7,700,000円 ~	収入金額×0.95-1,455,000円				
公的年金等の収入合計金額	雑所得金額計算表	公的年金等の収入合計金額	雑所得金額計算表																										
0円 ~ 600,000円	0円	0円 ~ 1,100,000円	0円																										
600,001円 ~ 1,299,999円	収入金額-600,000円	1,100,001円 ~ 3,299,999円	収入金額-1,100,000円																										
1,300,000円 ~ 4,099,999円	収入金額×0.75-275,000円	3,300,000円 ~ 4,099,999円	収入金額×0.75-275,000円																										
4,100,000円 ~ 7,699,999円	収入金額×0.85-685,000円	4,100,000円 ~ 7,699,999円	収入金額×0.85-685,000円																										
7,700,000円 ~	収入金額×0.95-1,455,000円	7,700,000円 ~	収入金額×0.95-1,455,000円																										

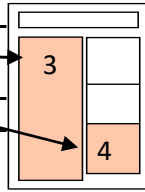
⑧ 総合譲渡 一時	申告書裏面の「10」の「差引金額」(収入 - 経費)から「特別控除」を差し引いた額の1/2				
	<table border="1"> <tr> <td>総合譲渡 (短期・長期)</td> <td>譲渡益が50万円まで・・・特別控除はその譲渡益</td> </tr> <tr> <td>一時所得</td> <td>譲渡益が50万円以上・・・特別控除50万円(短期優先)</td> </tr> </table>	総合譲渡 (短期・長期)	譲渡益が50万円まで・・・特別控除はその譲渡益	一時所得	譲渡益が50万円以上・・・特別控除50万円(短期優先)
	総合譲渡 (短期・長期)	譲渡益が50万円まで・・・特別控除はその譲渡益			
一時所得	譲渡益が50万円以上・・・特別控除50万円(短期優先)				
50万円まで (マイナスにはならない)					

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

(申告書表左側)

4 所得から差し引かれる金額

(申告書表右側下段)



項目	内容																																																																																				
⑩ 雑損控除	①損失額 - 保険金・損害賠償金 - 所得金額等の10% ②災害関連支出の金額 - 5万円 ※①か②のいずれが多い金額																																																																																				
⑪ 医療費控除	①前年中支払い医療費 - 所得金額の合計金額の5%または10万円のいずれか少ない金額 = 最高 200万円 ②対象医薬品購入費(保険金等を除く) - 12,000円 = 最高 8万8千円 ※①か②のいずれか選択																																																																																				
⑫ 社会保険料控除	各種健康保険料・保険税、国民年金・基金、介護保険料、農業者年金保険料、厚生年金保険料など (国民年金は控除証明書が必要)																																																																																				
⑬ 小規模企業共済掛金控除	掛金の金額が控除額																																																																																				
⑭ 生命保険料控除	<p>前年中に自己または自己と生計を一にする親族を受取人とする生命保険契約や、個人年金保険契約、介護保険料保険契約の保険料を支払った場合に控除されます。</p> <table border="1"> <tr> <th>支払保険料【新制度】 平成24年1月1日以降に加入</th> <th>控除額【新制度】</th> <th>支払保険料【旧制度】 平成23年12月31日までに加入</th> <th>控除額【旧制度】</th> </tr> <tr> <td>～ 12,000円</td> <td>全額</td> <td>～ 15,000円</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円 ～ 32,000円</td> <td>支払保険料 × 1/2 + 6,000円</td> <td>15,001円 ～ 40,000円</td> <td>支払保険料 × 1/2 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>32,001円 ～ 56,000円</td> <td>支払保険料 × 1/4 + 14,000円</td> <td>40,001円 ～ 70,000円</td> <td>支払保険料 × 1/4 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>56,001円 ～</td> <td>28,000円(適用限度額)</td> <td>70,001円 ～</td> <td>35,000円(適用限度額)</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">合計の控除限度額 70,000円</p>	支払保険料【新制度】 平成24年1月1日以降に加入	控除額【新制度】	支払保険料【旧制度】 平成23年12月31日までに加入	控除額【旧制度】	～ 12,000円	全額	～ 15,000円	全額	12,001円 ～ 32,000円	支払保険料 × 1/2 + 6,000円	15,001円 ～ 40,000円	支払保険料 × 1/2 + 7,500円	32,001円 ～ 56,000円	支払保険料 × 1/4 + 14,000円	40,001円 ～ 70,000円	支払保険料 × 1/4 + 17,500円	56,001円 ～	28,000円(適用限度額)	70,001円 ～	35,000円(適用限度額)																																																																
支払保険料【新制度】 平成24年1月1日以降に加入	控除額【新制度】	支払保険料【旧制度】 平成23年12月31日までに加入	控除額【旧制度】																																																																																		
～ 12,000円	全額	～ 15,000円	全額																																																																																		
12,001円 ～ 32,000円	支払保険料 × 1/2 + 6,000円	15,001円 ～ 40,000円	支払保険料 × 1/2 + 7,500円																																																																																		
32,001円 ～ 56,000円	支払保険料 × 1/4 + 14,000円	40,001円 ～ 70,000円	支払保険料 × 1/4 + 17,500円																																																																																		
56,001円 ～	28,000円(適用限度額)	70,001円 ～	35,000円(適用限度額)																																																																																		
⑮ 地震保険料控除	<p>前年中に自己または自己と生計を一にする親族のための損害保険契約等の保険料(保険期間が10年以上で、かつ、満期返戻金があり、平成18年末までに契約を締結したもの)や、地震保険料を支払った場合に控除されます。</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">地震</td> <td>～ 50,000円</td> <td>支払保険料 × 1/2</td> </tr> <tr> <td>50,001円 ～</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">旧長期</td> <td>～ 5,000円</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円 ～ 15,000円</td> <td>支払保険料 × 1/2 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,001円 ～</td> <td>10,000円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">合計の控除限度額 25,000円</p>		支払保険料	控除額	地震	～ 50,000円	支払保険料 × 1/2	50,001円 ～	25,000円	旧長期	～ 5,000円	全額	5,001円 ～ 15,000円	支払保険料 × 1/2 + 2,500円	15,001円 ～	10,000円																																																																					
	支払保険料	控除額																																																																																			
地震	～ 50,000円	支払保険料 × 1/2																																																																																			
	50,001円 ～	25,000円																																																																																			
旧長期	～ 5,000円	全額																																																																																			
	5,001円 ～ 15,000円	支払保険料 × 1/2 + 2,500円																																																																																			
	15,001円 ～	10,000円																																																																																			
⑯ 寡婦・ひとり親控除	【対象者】離婚や死別等で配偶者がいない人で一定の条件を満たす場合 26万円 ※未婚(事実婚を除く)又は離婚等で配偶者がいない人で、扶養親族である子を有し、合計所得金額が500万円以下の場合																																																																																				
⑰ 勤労学生控除	大学生・高校生で自己の勤労の所得が65万円以下かつ勤労によらない所得が10万円以下の人 26万円 (学校からの証明書が必要)																																																																																				
⑱ 障害者控除	① 普通障害 : 下記②に該当しない場合(身体障害3～6級 療育手帳B・B判定 精神2・3級 等) 26万円 ② 特別障害 : 身体障害1・2級 療育手帳A・A 精神障害1級 又は同等の認定 30万円 ③ 同居特別障害 : 上記②特別障害の方で同居の場合 53万円																																																																																				
⑲ 配偶者控除 ⑳ 配偶者特別控除 ㉑ 扶養控除	<p>自己と生計を一にする配偶者(内縁関係を除く)又はその他の親族等で、前年中の合計所得金額が48万円以下の人を扶養している場合に次の金額が控除されます。ただし、他の人の扶養親族又は事業専従者は除きます。また、生計を一にする配偶者のうち、その者の合計所得金額が48万円を超える場合には、自己及び、その配偶者の所得金額に応じて、次の金額が配偶者特別控除の額となります。</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>配偶者控除・配偶者特別控除</td> <td>下記の表参照</td> </tr> <tr> <td>一般扶養 (H16.1.2～H19.1.1) (S28.1.2～H12.1.1)</td> <td>330,000円</td> </tr> <tr> <td>年少扶養 (H19.1.2～R4.12.31)</td> <td>控除なし</td> </tr> <tr> <td>特定扶養 (H12.1.2～H16.1.1)</td> <td>450,000円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養 (S28.1.1以前生まれ)</td> <td>380,000円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等 (S28.1.1以前生まれ)</td> <td>450,000円</td> </tr> </table> <p>※自己、配偶者の直系尊属に限る</p> <table border="1"> <tr> <th>控除区分</th> <th colspan="2">配偶者控除(万円)</th> <th colspan="10">配偶者特別控除(万円)</th> </tr> <tr> <th>配偶者の合計所得金額(万円)</th> <th colspan="2">～48</th> <th>～100</th> <th>～105</th> <th>～110</th> <th>～115</th> <th>～120</th> <th>～125</th> <th>～130</th> <th>～133</th> <th>133～</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">納税者本人の合計所得金額(万円)</td> <td>～900</td> <td>一般配偶者 33 老人〃 38</td> <td>33</td> <td>31</td> <td>26</td> <td>21</td> <td>16</td> <td>11</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>～950</td> <td>一般配偶者 22 老人〃 26</td> <td>22</td> <td>21</td> <td>18</td> <td>14</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>～1000</td> <td>一般配偶者 11 老人〃 13</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1,000超</td> <td>一般配偶者 — 老人〃 —</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>※T市・県民税等申告書の配偶者氏名欄には、控除対象配偶者を除く同一生計配偶者(配偶者の合計所得金額が48万円以下で、納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合)も、配偶者氏名を記入してください。 ※2 年少扶養親族は、扶養控除はありませんが、非課税限度額の算定には含めることができます。</p>	区分	控除額	配偶者控除・配偶者特別控除	下記の表参照	一般扶養 (H16.1.2～H19.1.1) (S28.1.2～H12.1.1)	330,000円	年少扶養 (H19.1.2～R4.12.31)	控除なし	特定扶養 (H12.1.2～H16.1.1)	450,000円	老人扶養 (S28.1.1以前生まれ)	380,000円	同居老親等 (S28.1.1以前生まれ)	450,000円	控除区分	配偶者控除(万円)		配偶者特別控除(万円)										配偶者の合計所得金額(万円)	～48		～100	～105	～110	～115	～120	～125	～130	～133	133～	納税者本人の合計所得金額(万円)	～900	一般配偶者 33 老人〃 38	33	31	26	21	16	11	6	3	—	～950	一般配偶者 22 老人〃 26	22	21	18	14	11	8	4	2	—	～1000	一般配偶者 11 老人〃 13	11	11	9	7	6	4	2	1	—	1,000超	一般配偶者 — 老人〃 —	—	—	—	—	—	—	—	—	—
区分	控除額																																																																																				
配偶者控除・配偶者特別控除	下記の表参照																																																																																				
一般扶養 (H16.1.2～H19.1.1) (S28.1.2～H12.1.1)	330,000円																																																																																				
年少扶養 (H19.1.2～R4.12.31)	控除なし																																																																																				
特定扶養 (H12.1.2～H16.1.1)	450,000円																																																																																				
老人扶養 (S28.1.1以前生まれ)	380,000円																																																																																				
同居老親等 (S28.1.1以前生まれ)	450,000円																																																																																				
控除区分	配偶者控除(万円)		配偶者特別控除(万円)																																																																																		
配偶者の合計所得金額(万円)	～48		～100	～105	～110	～115	～120	～125	～130	～133	133～																																																																										
納税者本人の合計所得金額(万円)	～900	一般配偶者 33 老人〃 38	33	31	26	21	16	11	6	3	—																																																																										
	～950	一般配偶者 22 老人〃 26	22	21	18	14	11	8	4	2	—																																																																										
	～1000	一般配偶者 11 老人〃 13	11	11	9	7	6	4	2	1	—																																																																										
	1,000超	一般配偶者 — 老人〃 —	—	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																										
㉒ 基礎控除	<p>納税義務者から一律に適用 ただし、納税義務者の合計所得金額に応じて次のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>2,400万円以下</th> <th>2,400万円超2,450万円以下</th> <th>2,450万円超2,500万円以下</th> <th>2,500万円超</th> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>43万円</td> <td>29万円</td> <td>15万円</td> <td>—</td> </tr> </table>	合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超2,450万円以下	2,450万円超2,500万円以下	2,500万円超	控除額	43万円	29万円	15万円	—																																																																										
合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超2,450万円以下	2,450万円超2,500万円以下	2,500万円超																																																																																	
控除額	43万円	29万円	15万円	—																																																																																	

申告書の用紙は、本庁市民部税務課及び各支所にあります。申告書は郵送でも提出することができます。提出必要書類を添付のうえご提出ください。
【送付先・提出先】 安芸高田市役所 市民部 税務課 市民税係 〒731-0501 広島県安芸高田市吉田町吉田791番地 電話 0826-42-5614